

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正について (鉱害防止積立金の支払利息の改定)

令和 8 年 3 月
産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 背 景

- (1) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和 48 年法律第 26 号。以下「特措法」という。）第 7 条の規定に基づき、採掘権者等は、特定施設（坑道及び集積場）の使用終了後に実施する鉱害防止事業に必要な費用を、あらかじめ（鉱山の操業中に）鉱害防止積立金として、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に積み立てることが義務づけられている。
- (2) 一方、鉱害防止積立金は、積み立てた者の資金の流動性を凍結させることとなるため、その積立者に対し、できるだけ過大な負担をかけぬよう当該積立金に利息を付すことが特措法第 8 条に定められている。
- (3) 利息の利率は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和 48 年通商産業省令第 60 号）第 16 条第 1 項に規定されており、現在、年 0.2 パーセントである。
- (4) 鉱害防止積立金の管理及び利息の支払いは機構が行っているが、最近の金利の状況下では、規則で定められた利息の支払後の利息残高が積み上がっている状況である。このため、適正な利息利率の改正が必要となっている。

(参考) 利息利率の変遷（過去 9 回改正）

➤昭和 48 年制定	4. 5 %	➤平成 18 年改正	0. 8 %
➤昭和 60 年改正	6. 0 %	➤平成 23 年改正	1. 0 %
➤平成 6 年改正	2. 5 %	➤平成 27 年改正	0. 5 %
➤平成 8 年改正	1. 0 %	➤令和 元 年改正	0. 2 %
➤平成 11 年改正	1. 5 %		

2. 改正の内容

見直し後の利息の利率は、今後の鉱害防止積立金の運用金利の見通しを勘案し、改訂後の金利による利息の支払いが安定的に推移し、かつ、適正な利息残高を確保できるように、年 1. 1 パーセントとする。

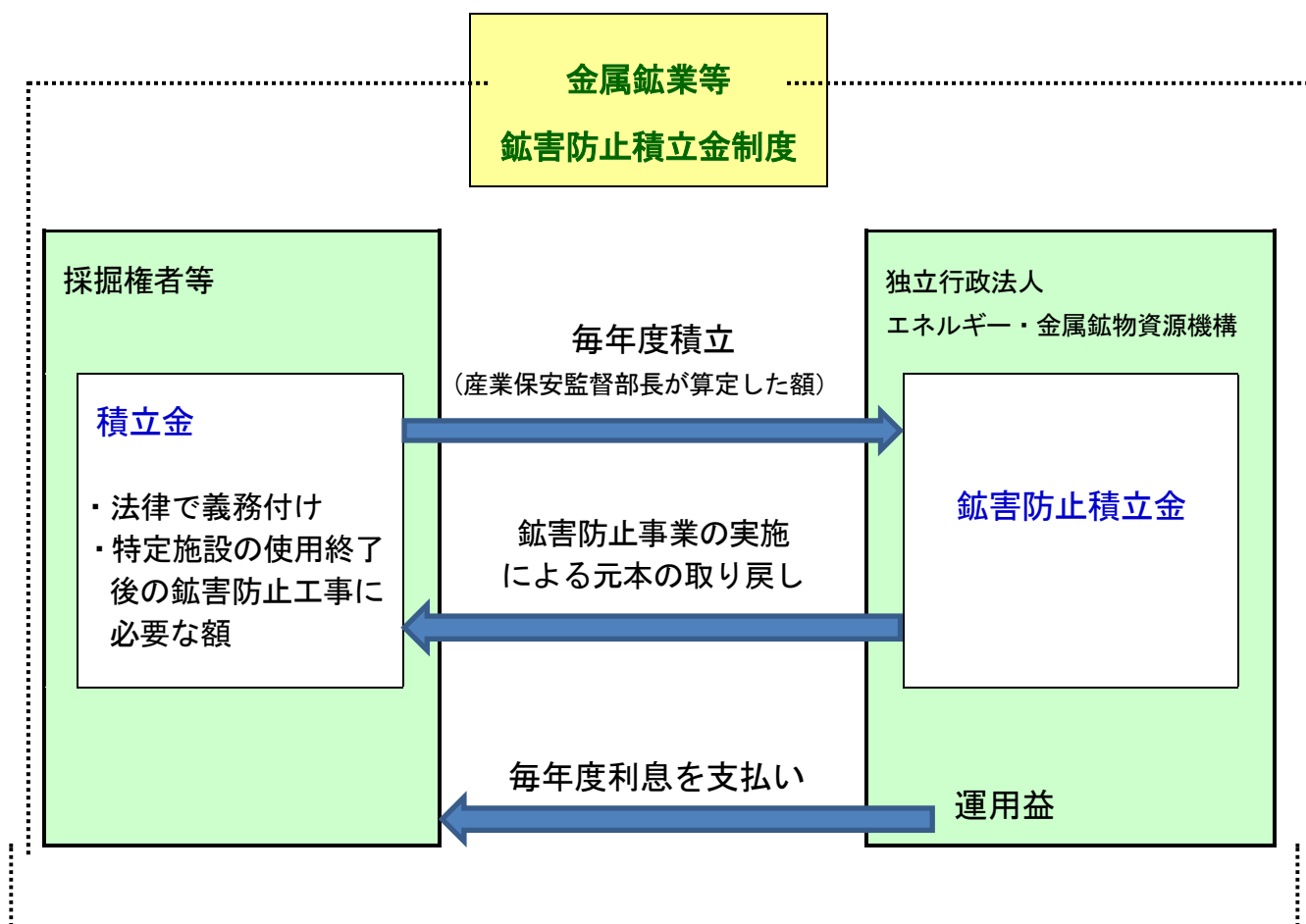
3. 改正省令の施行予定日

令和 8 年 3 月 30 日 公布、官報公示
令和 8 年 4 月 1 日 施行

鉱害防止積立金制度

鉱山保安法第8条の規定により鉱害の防止のために必要な措置を講じなければならない特定施設(※)の使用終了後に行う鉱害防止費用をあらかじめ担保するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条に基づき、採掘権者等に積立を義務付け。

※特定施設：金属鉱業等の用に供される坑道、捨石又は鉱さい（鉱石の製錬後に残る不要物）の集積場



＜別紙 2＞

鉱害防止積立金の運用金利の比較と今後の見通し

＜現行利息（0.2%）＞

【単位：千円】

	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
鉱害防止積立金 (A)	1,694,648	1,714,497	1,749,942	1,785,387	1,819,747	1,819,747
運用益 (B)	11,422	15,743	18,628	21,761	25,168	28,193
支払利息額 (C)	3,320	3,395	3,464	3,535	3,605	3,639
当期損益 (D)=(B)-(C)	8,102	12,348	15,164	18,226	21,563	24,554
前期末利息残額 (E)	15,904	24,006	36,354	51,518	69,744	91,307
当期末利息残額 (F)=(E)+(D)	24,006	36,354	51,518	69,744	91,307	115,861

＜改正利息（R8年度から1.1%）＞

【単位：千円】

	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
鉱害防止積立金 (A)	1,680,648	1,714,497	1,749,942	1,785,387	1,819,747	1,819,747
運用益 (B)	11,422	15,743	18,628	21,761	25,168	28,193
支払利息額 (C)	3,320	18,673	19,054	19,444	19,828	20,017
当期損益 (D)=(B)-(C)	8,102	△2,930	△426	2,317	5,340	8,176
前期末利息残額 (E)	15,904	24,006	21,076	20,650	22,967	28,307
当期末利息残額 (F)=(E)+(D)	24,006	21,076	20,650	22,967	28,307	36,483

＜金属鉱業等鉱害対策特別措置法（抄）（昭和48年法律第26号）＞

（鉱害防止積立金の積立て）

第七条 採掘権者又は租鉱権者は、毎年度、鉱山保安法第八条の規定により措置を講じなければならないものとされる特定施設（使用済特定施設を除く。以下この条において同じ。）ごとに、産業保安監督部長が第四項の規定により通知する額の金銭を鉱害防止積立金として積み立てなければならない。

2 鉱害防止積立金の積立ては、経済産業省令で定めるところにより、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）にしなければならない。

3 鉱害防止積立金は、機構が管理する。

4 鉱害防止積立金の額は、当該特定施設に係る鉱害防止事業に必要な費用の額及び当該特定施設の使用 期間を基礎とし、経済産業省令で定める算定基準に従い、産業保安監督部長が算定して通知する額とする。

（利息）

第八条 機構は、経済産業省令で定めるところにより、鉱害防止積立金に利息を付さなければならない。

＜金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（抄）（昭和48年通商産業省令第60号）＞

（利息）

第十六条 法第八条 の利息は、一年について〇・二パーセントとする。

2 前項の利息は、鉱害防止積立金の受入れの日及び払渡しの日については、付さない。